

◎建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料(表示認定)

(手数料条例別表「建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請」の部)

申請の区分			評価方法	手数料の額	申請単位
1. 建築物のエネルギー消費性能に係る 技術的審査適有(事前審査有り) 共同住宅等 (右欄の額を合算※1)	(1)一戸建ての住宅		性能基準・仕様基準・モデル住宅法	5,000円	戸
	(2)住戸の部分の申請に係る戸数 (区分単位:戸)	1戸	性能基準 仕様基準 フロア入力法	5,000円	件
		2戸以上~5戸以下		10,000円	
		6戸以上~10戸以下		17,000円	
		11戸以上		29,000円	
	(3)共用部分 ※2	—	標準入力法	10,000円	
	(4)その他の部分	—	標準入力法・主要室入力法 モデル建物法	10,000円	
	(5)住宅以外の建築物の床面積の合計 (区分単位:m ²)	300m ² 以内	標準入力法・主要室入力法 モデル建物法	10,000円	件
300m ² 超		17,000円			
2. 建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適有(事前審査無し) 共同住宅等 (右欄の額を合算※1)	一戸建ての住宅		(1)性能基準 (住宅性能1基準)	37,000円	戸
			(2)仕様基準・モデル住宅法 (住宅性能2基準)	18,000円	
	(3)住戸の部分の申請に係る戸数 (区分単位:戸)	1戸	性能基準 (住宅性能1基準)	37,000円	件
			仕様基準・モデル住宅法 (住宅性能2基準)	18,000円	
		2戸以上~5戸以下	性能基準 (住宅性能1基準)	75,000円	
			仕様基準・モデル住宅法 (住宅性能2基準)	35,000円	
		6戸以上~10戸以下	性能基準 (住宅性能1基準)	106,000円	
			仕様基準・モデル住宅法 (住宅性能2基準)	51,000円	
		11戸以上	性能基準 (住宅性能1基準)	150,000円	
			仕様基準・モデル住宅法 (住宅性能2基準)	75,000円	
	(4)共用部分 ※2	—	標準入力法	118,000円	
	その他の部分	—	(5)標準入力法・主要室入力法 (非住宅性能2基準)	246,000円	件
			(6)モデル建物法 (非住宅性能1基準)	94,000円	
	(7)住宅以外の建築物の床面積の合計 (区分単位:m ²)	300m ² 以内	標準入力法・主要室入力法 (非住宅性能2基準)	246,000円	件
			モデル建物法 (非住宅性能1基準)	94,000円	
		300m ² 超	標準入力法・主要室入力法 (非住宅性能2基準)	309,000円	
モデル建物法 (非住宅性能1基準)			120,000円		

※1 各区分のうち該当部分がない(0m²)場合、当該区分の額は加算しない。

※2 共同住宅の共用部分を算出しない方法で評価する場合、当該区分の額は加算しない。

この手数料表は、御殿場市手数料条例(御殿場市条例第39号)をもとに作成したものです。
本表と御殿場市手数料条例が異なる場合は、御殿場市手数料条例によるものとします。